

## 【参考資料】基本的対処方針「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」の具体的な取組と担当省庁

注)

- ・本表は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の令和3年11月19日版に掲げられる重要項目に係る具体的な取組と、担当省庁（部局）を整理したものである。
- ・表の左から順に、「基本的対処方針『新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項』」は、同方針の本文を引用している。「具体的な取組」は、主に各省のHP掲載情報を参考に、基本的対処方針に係る具体的な取組を筆者がまとめたものである。「担当省庁・部局」は、事務連絡や通知の発元元、会議体の担当窓口、各種資料の作成元・連絡先から特定した所管である。担当省庁を特定できなかった場合は、記載を省略している。「具体的な取組」と「担当省庁・部局」の黒丸数字は対応している。調査時点は令和3年10月末から令和4年1月末時点である。
- ・本稿は、紙幅の都合上、国以外が主体となる取組は省略した。省略する項目は、「＊」を付している。また、「（5）まん延防止」の項目は、緊急事態措置区域、又はまん延防止等重点措置区域の指定があった際に、当該区域及び指定のない区域における飲食店の運営や施設の使用制限等の重要事項が記載されるが、本方針の適用期間は新たな指定がなかったこと、及びまん延防止の取組は都道府県が主体となることから、今回は省略した。
- ・本表を作成するに当たって参考としたHP等は、令和3年度アーカイブズ研修Ⅲの修了研究論文で詳細を示している。

通し 番号	基本的対処方針「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」	具体的な取組	担当省庁・部局
	<b>（1）情報提供・共有</b>		
1	<p>① 政府は、地方公共団体と連携しつつ、以下の点について、国民の共感が得られるようなメッセージを发出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。</li> <li>・ 国民に分かりやすい疫学解析情報の提供。</li> <li>・ 医療提供体制及び検査体制に関する分かりやすい形での情報の提供。特に、感染状況が悪化し、医療提供体制が逼迫した場合には、その影響を具体的に分かりやすい形で示すこと。</li> <li>・ 変異株についての正確で分かりやすい情報の提供。</li> <li>・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。</li> <li>・ 業種別ガイドライン等の実践。特に、飲食店等について、第三者認証を取得している飲食店等を利用するよう、促すこと。</li> </ul> <p>・ 風邪症状等体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。</p> <p>・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ厚生労働省が定める方法による必要があることの周知。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方を分かりやすく周知すること。</li> <li>・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。</li> <li>・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。</li> <li>・ 接触確認アプリ（COVID-19 Contact-Confirming Application：COCOA）のインストールを呼びかけるとともに、陽性者との接触通知があった場合における適切な機関への受診の相談や陽性者と診断された場合における登録の必要性についての周知。あわせて、地域独自の二次元バーコード（以下「QRコード」という。）等による通知システム等の利用の呼びかけ。</li> </ul>	<p>① 1 ポツ、2 ポツ：厚生労働省はHPで、「新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について」の情報を毎日更新している。【項目例：国内の感染拡大状況、PCR検査の実施件数、空港検疫の状況、相談窓口の案内、国外の発生状況、厚生労働省発出の通知・事務連絡一覧の案内】</p> <p>② 3 ポツ：厚生労働省は、医療機関の一覧、接触感染アプリ、クラスター対策、治療薬等の開発状況等をHPに掲載し、国民が自らの関心に基づき情報収集できるように、情報提供を実施している。</p> <p>③ 4 ポツ：厚生労働省は、国民に向けて「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」という資料を作成している。当該資料には、新型コロナウイルスの変異についてもQ&amp;Aがあり、最新情報を知りたい方向けに新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード資料へのリンクを案内している。</p> <p>④ 5 ポツ：新しい生活様式の定着に向けた周知として、政府広報オンラインでは、「新しい生活様式」を具体的にイメージできるよう、日常生活の中で取り入れてほしい実践例を動画で紹介している。また、消費者庁や厚生労働省は、「新しい生活様式」の実践例をHPで紹介し、国民への呼び掛けを実施している。</p> <p>⑤ 6 ポツ：首相官邸、厚生労働省、新型コロナウイルス等感染症対策推進室による国民向けポスターには、「飲食するときは第三者認証制度の適用店を利用！」と記載し、国民への利用促進を行っている。</p> <p>⑥ 7 ポツ：特に感染拡大時においては、首相等の記者会見において、外出を自粛するよう国民への呼び掛けを実施している。政府インターネットテレビでは、「新型コロナウイルス対策「体調不良時の行動」篇（30秒）」の動画を公開しており、視覚的にも分かりやすいかたちで情報提供を実施している。</p> <p>⑦ 8 ポツ、9 ポツ：厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」について、強い症状がある場合、重症化しやすい方の場合等、症状の場合別に相談・受診の目安をHPに掲示している。</p> <p>⑧ 10 ポツ：法務省を中心に実施。詳細は、(10)1)①②を参照。</p> <p>⑨ 11 ポツ：企業向けには、厚生労働省がHPにQ&amp;Aを掲載し、陽性者の職場復帰への対応や、テレワーク導入の相談窓口等を案内している。学生向けには、文部科学省がHPにQ&amp;Aを掲載し、学校における感染症対策の実施方法、登校時の注意点等を案内している。</p> <p>⑩ 12 ポツ：厚生労働省中心に実施。詳細は、(3)⑩を参照。</p>	<p>①～⑩厚生労働省を中心として全行政機関で実施。</p>

2	<p>② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。</p>	<p>①首相官邸HPの特設ページ「新型コロナウイルス感染症について」の「関連リンク」に、以下のサイトへのリンクが掲載されている。【新型コロナウイルス感染症対策本部、新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房）、新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）、コロナウイルス感染症（国立感染症研究所）、海外感染症発生情報（FORTH厚生労働省検疫所）、海外安全情報ホームページ（外務省）、新型コロナウイルス感染症に関連して－差別や偏見をなくしましょう－（法務省）】</p> <p>②新型コロナウイルス等感染症対策推進室は、公式Twitter、公式YouTubeを開設し、感染状況の最新情報や、政府から国民への感染拡大防止への協力等の情報発信を実施している。</p>	<p>①内閣官房 内閣広報室 内閣参事官（広報戦略・広報推進・IT広報推進担当）</p> <p>②内閣官房 新型コロナウイルス等感染症対策推進室</p>
3	<p>③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。</p>	<p>①経済産業省は、健康不安を遠隔で医師に相談できる健康相談窓口として、株式会社Mediplantが提供する「first call」や、LINEヘルスケア株式会社が提供する「LINEヘルスケア」等を、期間限定ではあるが無償利用できるようにしたほか、令和2年4月12日からはLINE公式アカウント「経済産業省 新型コロナ 事業者サポート」を開設し、支援メニューをキーワードで検索できるようにするとともに、事業者向けの支援メニューに関する新着情報を随時発信している。</p> <p>②厚生労働省は、新型コロナウイルスの発生状況などの最新情報のほか、予防法や相談窓口に関する情報などを、文部科学省は小中高生等を対象にした自宅等で学習できる教材や動画等を、消費者庁はコロナ対策に関するトラブル相談事例やマスクに関する情報等を、それぞれの公式LINEアカウントで発信している。</p> <p>③政府インターネットテレビやYouTubeといった動画共有サービスを活用しての情報発信が行われているほか、総務省はデジタルサイネージ関連業界団体に対し、内閣府大臣官房政府広報室が制作したコロナ対策に関するテレビCM動画の配信を要請し、令和2年3月17日から全国の屋外サイネージ及び屋内サイネージで配信している。</p> <p>（③は、総務省『情報通信白書』令和2年度版、第1部第3節より抜粋引用）</p>	<p>①経済産業省</p> <p>②厚生労働省、消費者庁</p> <p>③総務省、内閣府 大臣官房政府広報室</p> <p>上記のほかにも、各行政機関で広く実施されていると考えられる。</p>
4	<p>④ 厚生労働省は、感染症やクラスターの発生状況について迅速に情報を公開する。</p>	<p>①厚生労働省はHPで、「新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について」、更新情報を毎日発信している。詳細は(1)①1ポツ参照。</p>	<p>①厚生労働省 健康局 結核感染症課</p>
5	<p>⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。</p>	<p>①外務省は、「海外在留邦人・日系人の生活・ビジネス基盤強化事業」（新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活に支障が出ている海外の在留邦人・日系人を支援し、感染拡大防止を図っている。また、感染拡大の影響を受けた日本企業等のビジネスの継続性を確保することを目指す事業の申請について案内を行っている。</p>	<p>①外務省</p>
6	<p>⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会が多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する14日間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。</p>	<p>①厚生労働省検疫所は、海外から帰国者や入国者向けに、水際対策の措置状況や、検疫検査時でのお願い、海外の安全情報のリンク集や相談窓口の案内情報等を掲載するなどの情報提供を実施している。</p> <p>②外務省は、各国における入国制限等の最新情報をHPに掲載し、国民への周知を実施している。</p>	<p>①厚生労働省 検疫所</p> <p>②外務省</p>
7	<p>⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府に対し、帰国時・入国時の手続や目的地までの交通手段の確保等について適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。また、政府は、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう、諸外国に対して情報発信に努める。</p>	<p>①すべての入国者・帰国者は、入国後14日間は、自宅又は宿泊施設で待機することが求められるほか、自宅又は宿泊施設に移動する際に公共交通機関を使用しないことが求められている。国土交通省は、各国の日本国大使館宛てに、日本に到着時に自宅又は宿泊施設に移動する際に利用できる交通手段は、自家用車、レンタカー、入国者・帰国者専用車両（鉄道）等であることを案内し、入国帰国前に準備をするよう情報提供を実施している。</p> <p>②諸外国に対する情報発信は外務省を中心に実施している。詳細は、(10)2④を参照。</p>	<p>①国土交通省</p> <p>②外務省</p>
8	<p>⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。</p>	<p>*</p>	<p>*</p>
9	<p>⑨ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により得られた情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめて、国民に還元するよう努める。</p>	<p>*</p>	<p>*</p>

10	<p>⑩ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。</p>	<p>①令和2年3月10日、新型コロナウイルス感染症に係る事態は、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に規定する「歴史的緊急事態」に該当することが閣議了解されたことに基づき、同日、内閣府特命担当大臣（公文書管理担当）名で歴史的緊急事態に決定され、公文書管理制度を所管する内閣府大臣官房公文書管理課長名で、当該文書の整理及び保存等の運用上の留意点等について、各行政機関宛てに通知が発出されている。</p>	<p>①内閣府 大臣官房 公文書管理課</p>
<p><b>(2) ワクチン接種</b></p>			
11	<p>① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種目的は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすものとする。</p>	<p>①厚生労働省は、ワクチン接種に関するお知らせ、ワクチンについての情報、国民からの質問への回答、接種に関わる関係者の方々へのお知らせなど、新型コロナワクチンについての情報提供を実施している。 ※厚生労働省の審議会である「厚生科学審議会」には、ワクチンについて議論する部会等として、「予防接種・ワクチン分科会」、「予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会」、「予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会」、「予防接種・ワクチン分科会 研究開発及び生産・流通部会」が設置されている。 ②首相官邸は、現在日時点の総接種回数、3回目接種の実施状況、ワクチンに関するQ&amp;AをHPに掲載し、接種の進捗状況を提供するとともに、ワクチン接種を拡大するための情報提供を実施している。</p>	<p>①厚生労働省 ②内閣官房 内閣広報室 内閣参事官（広報戦略・広報推進・IT広報推進担当）</p>
12	<p>② 予防接種については、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）による改正後の予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時接種の特例として、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により市町村において実施する。</p>	<p>①新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、予防接種法が改正され、臨時接種に関する特例が設けられたことにより（第7条）、厚生労働大臣の指示のもと都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施するものとされている。厚生労働省はHPで、「新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等」の一覧を掲載するとともに「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」を公表し、円滑なワクチン接種が図られるよう自治体向けに情報提供を実施している。</p>	<p>①厚生労働省 医政局</p>
13	<p>③ 予防接種の実施体制等については、令和3年2月9日の「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について」（内閣官房及び厚生労働省）を踏まえ接種を円滑かつ効率的に実施する観点に立って行う。</p>	<p>①国民へのワクチン接種の実施については、内閣官房及び厚生労働省から、令和3年2月に発出された事務連絡で、ワクチンの確保、接種の実施体制、接種順位、ワクチンの有効性及び安全性、健康被害救済制度の適用、ワクチンに関する広報についての方針が示されている（「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」（令和3年2月9日内閣官房・厚生労働省））。</p>	<p>①内閣官房、厚生労働省</p>
14	<p>④ 追加接種については、2回目接種完了から原則8か月以上経過した対象となる18歳以上の方のうち、接種を希望する全ての方が接種を受けられるよう、体制を確保すべく戦略的に取り組む。追加接種に使用するワクチンについては、1回目・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチンを用いることが適当であるが、当面は、薬事承認されているファイザー社製ワクチンを使用する。また、追加接種が開始される12月以降も、1回目・2回目未接種者に対する接種機会を確保し、接種を促進する。これらの接種に使用するワクチンについて、安定的な供給を行う。</p>	<p>①厚生労働省は、追加接種の時期、対象、接種場所や手続きなど、国民への情報提供を実施している。 ②新型コロナワクチンの供給は厚生労働省が担当しており、追加接種等に必要ワクチンの配送時期、これまでの供給実績等の情報提供を実施している。</p>	<p>①②厚生労働省</p>
15	<p>⑤ 政府は、追加接種についても、これまでの接種状況も踏まえた上で、引き続き、各地方公共団体の接種会場や、職域（大学等を含む。）による接種を実施する。</p>	<p>①厚生労働省は、各都道府県、保健所設置市、特別区宛てに、令和3年9月に事務連絡を発出し、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会第24回（令和3年9月17日）の議論を踏まえ、各都道府県及び市町村（特別区を含む）において追加接種の接種体制を整えるよう依頼している（「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」（令和3年9月22日厚生労働省健康局健康課予防接種室））。</p>	<p>①厚生労働省 健康局健康課 予防接種室</p>
16	<p>⑥ 12歳未満の子供に対するワクチン接種については、安全性・有効性を確認した上で、その効果、リスク等について、厚生科学審議会で議論し、接種を開始する。</p>	<p>①12歳未満の接種については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の第26回（令和3年11月15日）、第28回（令和3年12月23日）において、諸外国における対応状況と治験結果を踏まえたワクチンの安全性・有効性が議論された。さらに、子供と保護者へのアンケート結果から今後の対応が議論されている。</p>	<p>①厚生労働省 健康局 結核感染症課</p>

17	⑦ 予防接種法に基づく健康被害が生じた場合の救済措置や副反応疑い報告等について、適切に実施する。	<p>① 新型コロナワクチンの接種により健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく健康被害救済を受けることができる。申請の案内は厚生労働省HPに掲載されているが、請求者は住民票を登録している市町村に申請、市町村は厚生労働省に申請書を送付し、厚生労働省内の疾病・障害認定審査会から意見を聴取し、審査会の審査結果を踏まえ、健康被害の認定又は否認が決定される。</p> <p>② 報告の対象となる症状の発生を知った医師又は医療機関の開設者は、予防接種法第12条に基づき、厚生労働省大臣に報告しなければならない。厚生労働省は、ワクチンの接種後に生じうる副反応を疑う事例について、予防接種・ワクチン分科会副反応検討部に報告し、専門家による評価を行い結果を公表するなどして、安全性に関する情報提供を実施している。</p>	<p>① 厚生労働省 健康局 総務課、厚生労働省 健康局 健康課</p> <p>② 厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬安全対策課</p>
18	⑧ 予防接種は最終的には個人の判断で接種されるものであることから、予防接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し接種の判断ができる情報を提供することが必要である。その上で、政府は、国民に対して、ワクチンの安全性及び有効性についての情報を提供するなど、的確かつ丁寧なコミュニケーション等を進め、幅広く予防接種への理解を得るとともに、国民が自らの意思で接種の判断を行うことができるよう取り組む。	<p>① 厚生労働省は、国民自らが気にかかることをキーワードで検索できるようQ&amp;AページをHPに掲載している。また、起こりやすい副反応とそれへの対応、ワクチンに関する情報、ワクチンの薬事承認情報、接種を受けた者への健康調査や審議会での評価等による安全性の評価、臨床試験での有効性の評価、海外におけるワクチンの接種状況のリンク集を掲載し、国民が自発的にワクチンを接種するよう情報提供を実施している。</p>	<p>① 厚生労働省 健康局 健康課</p>
19	⑨ ワクチンについて、国内で開発・生産ができる体制を確立しておくことは、危機管理上も極めて重要であり、国内での開発・生産の基盤整備を進める。	<p>① 厚生労働省は、ワクチンの国内開発の状況と今後の見通しについて情報提供を実施している。また、国内においてワクチンを早期に供給するため、海外で開発されたワクチンを日本国内で生産、充填する設備の整備に係る「ワクチン生産体制等緊急整備事業」を実施している。</p> <p>② 国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対するワクチン開発」、「医療研究開発革新基盤創成事業（CiCLE）」等により、ワクチン開発に取り組む企業への公募事業を展開している。</p>	<p>① 厚生労働省 健康局 健康課</p> <p>② 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構</p>
<b>(3) サーベイランス・情報収集</b>			
20	① 感染の広がりを把握するために必要な検査を実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出等によりその実態を把握する。	<p>① 厚生労働省はHPで、届出の基準と届出様式の情報を案内している。医師は、検査により新型コロナウイルス感染症と診断した場合、感染が疑われる者で入院を要すると認める場合、感染症（又は感染疑い）が原因で死亡した者の死体を確認した場合は、定められた様式に必要事項を記入し、都道府県知事（又は保健所設置市長・特別区長）に直ちに届出を行わなければならない。届出を受けた都道府県知事（又は保健所設置市長・特別区長）は、厚生労働大臣に届出を行わなければならない、という仕組みになっている。</p>	<p>① 厚生労働省 健康局 結核感染症課</p>
21	② 厚生労働省及び都道府県等は、感染が拡大する傾向がみられる場合はそれを迅速に察知して的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整えておく必要がある。また、政府と都道府県等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策を実施する。	<p>① 国立感染症研究所HPによると、日本における感染症サーベイランスは、主に1.病原体検出報告と、2.患者発生報告から成り立つ。感染症発生動向調査事業は、国内における感染症サーベイランスとして、平成11年4月1日から施行された感染症法に基づき、国内の感染症に関する情報の収集及び公表、発生状況及び動向の把握を、医師・獣医師の届出に基づいて行っている。厚生労働省においては平成18年4月より感染症サーベイランスシステムを構築し運用している。サーベイランス体制については、厚生科学審議会感染症部会においても議論されている。</p> <p>② 厚生労働省は、国民の生活を支えるための支援一覧を作成しHPで公表している。支援の詳細は、(9)を参照。</p>	<p>① 国立感染症研究所、厚生労働省 健康局 結核感染症課</p> <p>② 厚生労働省</p>

22	<p>③ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するため、HER-SYSを活用し、都道府県別の陽性者数等の統計データの収集・分析を行うとともに、その結果を適宜公表し、より効果的・効率的な対策に活用していく。</p>	<p>① 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)は、保健所等の業務負担軽減及び保健所・都道府県・医療機関等をはじめとした関係者間の情報共有・把握の迅速化を図るため、厚生労働省において開発され、令和2年5月末から運用している。HER-SYSを活用することにより、医療機関においては、発生届の入力・報告を電子的に行うことができるとともに、自宅療養者も、毎日の健康状態をスマホ等で報告することができる。患者本人等が入力した患者情報は、迅速に集計され、保健所、都道府県、国まで共有可能となっている。</p> <p>② 厚生労働省は、HER-SYSのデータの本格的活用を令和3年4月から開始した。HPに掲載されている、陽性者数の累積、日別の新規陽性者数の推移、性別・年代別重症者数等、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に関する様々なデータのデータ元としてHER-SYSが活用されている。</p> <p>③ 厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードの会議においては、新規陽性者数の推移に関するデータとして、HER-SYSのデータが活用されている。</p>	<p>①③ 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p> <p>② 厚生労働省 健康局 結核感染症課</p>
23	<p>④ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。</p>	<p>① 厚生労働省は、令和2年6月8日付けで、各都道府県、保健所設置市、特別区宛てに事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校等における感染症発生状況の把握について（協力依頼）」（令和2年6月8日厚生労働省健康局結核感染症課）を发出し、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における感染症発生状況の把握について協力を求めた。学校は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第18条等の規定により新型コロナウイルス感染者（疑いも含む。）の発生による臨時休業（学校閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を保健所に報告することとなっているが、本事務連絡では、報告を受けた保健所に対し、感染症発生状況の把握と必要なまん延防止措置を講じることが求められている。また、地域における児童生徒等の健康状況を学校、教育委員会、保健所、文部科学省、厚生労働省等の関係機関で共有するために、「学校等欠席者・感染症情報システム」の積極的な活用を求める。</p> <p>② 文部科学省では、学校関係者に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合、学校の設置者に対し報告を行うよう求めている。文部科学省HPには、令和2年6月から令和3年8月までの間に報告のあった学校関係者の感染者数や感染経路等の情報が掲載されている。</p>	<p>① 厚生労働省 健康局 結核感染症課</p> <p>② 文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課</p>
24	<p>⑤ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。その際、より効果的な感染拡大防止につなげるため、厚生労働省は、HER-SYSによる地方公共団体間の一元的な情報共有・分析を支援する。</p> <p>都道府県等は、積極的疫学調査の結果等の地方公共団体間の情報連携を徹底するとともに、積極的疫学調査を実施する際に優先度も考慮する。なお、積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合の命令や、この命令に正当な理由がなく応じない場合の罰則の適用については、対象者の人権に十分に配慮し、慎重に運用する。</p>	<p>① 厚生労働省はHPで、医療機関向けと個人向けのHER-SYS操作マニュアル（利用ガイド）を掲載し、よくあるQ&amp;Aを掲載するなど、利用の支援を実施している。同HPには、参考資料として、HER-SYSの現場における活用事例を掲載し、さらなる活用が促されている。</p>	<p>① 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p> <p>① 厚生労働省 健康局 結核感染症課</p>
25	<p>⑥ 都道府県等は、新たな変異株が確認された場合には、国立感染症研究所の評価・分析を踏まえ、入院措置・勧告、宿泊療養等の措置を適切に講じる。厚生労働省は、国立感染症研究所と連携して、変異株の国内症例の評価・分析を行う。</p>	<p>① 国立感染症研究所はHPで、新型コロナウイルス感染症の関連情報をまとめたページに、疫学情報や研究情報を掲載し、変異株の海外又は国内における発生状況、推定される潜伏期間、従来株との置き換わり状況等、専門的な疫学調査に基づく最新情報を提供している。</p> <p>② 厚生労働省は、国立感染症研究所の感染症発生動向調査(IDWR)に基づくゲノム解析の実施状況を公表している。また、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードにおいて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は会議のたびに「新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応」という資料を提出し、国立感染症研究所が変異のリスク分析と評価を行った結果をもとに、注目する変異株の特徴や世界での拡大状況を報告している。</p>	<p>① 国立感染症研究所</p> <p>② 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p>

26	<p>⑦ 厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、市中での感染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査等有効なサーベイランスを実施する。また、いわゆる超過死亡については、新型コロナウイルス感染症における超過死亡を推計し、適切に把握する。</p> <p>国立感染症研究所における新型コロナウイルス検出方法等の検討や下水サーベイランスを活用した新型コロナ調査研究を支援するなど、引き続き、下水サーベイランス活用について検証を加速する。</p>	<p>① 厚生労働省は、日本における感染者の推移を把握するとともに、今後の新型コロナウイルス感染症対策の基礎データとすることを目的として、令和2年度と令和3年度にそれぞれ2回、特定の都道府県の住民を対象に、国立感染症研究所が実施する研究として、無作為抽出による抗体保有率疫学調査を実施している。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症による超過死亡数については、国立感染症研究所感染症疫学センターがデータ分析を行い、結果を公表している。</p> <p>③ 下水サーベイランスとは、下水中の新型コロナウイルス遺伝子を検出することで感染流行を早期検知する調査方法である。「下水サーベイランスに関する推進計画」では、これまでの下水サーベイランスの取組実績を踏まえた上で、検査法の検出感度の改良のための検討に関する研究等の支援や、下水サーベイランスの体制整備及び活用方法に関する検討等を推進するとしている。</p> <p>④ 厚生労働省は、令和2年度に、国立感染症研究所の研究「環境水を用いた新型コロナウイルス監視体制を構築するための研究」に研究費補助金を割り当て、下水サーベイランスの推進に係る支援を実施している。</p>	<p>① 厚生労働省 健康局 結核感染症課 ② 国立感染症研究所 感染症疫学センター ③ 内閣官房 新型コロナウイルス等感染症対策推進室 ④ 厚生労働省</p>
27	<p>⑧ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ECMOの保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム(G-MIS)を構築・運営し、医療提供状況やPCR検査等の実施状況等を一元かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。</p>	<p>① 医療機関等情報支援システム(G-MIS)は、全国の医療機関(約38,000)の、病院の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器(人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護服等)の確保状況等を一元的に把握・支援するシステムである。厚生労働省はHPに、同システムを使用する際のマニュアルや、これまでに医療機関や都道府県等て宛に発出された事務連絡等を掲載し、システムを円滑に利用できるような情報提供を実施している。同HPには、G-MISに登録されたデータを元に、令和3年1月以降、毎週ペースで、「新型コロナウイルス感染症患者の受入状況」を掲載し、各医療機関における最新の入院者数の情報を提供している。</p>	<p>① 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p>
28	<p>⑨ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に関するいわゆる後遺症について、諸外国で報告もあることも踏まえ、調査・研究を進める。</p>	<p>① 厚生労働省は、医療機関向けに「新型コロナウイルス感染症診療の手引き(別冊)罹患後症状のマネジメント(令和3年12月暫定版)」をHPで公表している。厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の後遺症に関しては、厚生労働科学特別研究費で「COVID-19後遺障害に関する実態調査(中等症以上対象)」の研究を補助するなど、臨床実験に基づく調査研究を実施している。また、「薬事・食品衛生審議会 薬事分科会血液事業部会」において、新型コロナウイルス感染症に感染した者への採血制限に関し、後遺症の研究事例が参考資料として提出されるなど、医療全体の中で新型コロナウイルス感染症をどのように扱うか議論が進められている。</p>	<p>① 厚生労働省 健康局 結核感染症課</p>
29	<p>⑩ 都道府県等は、感染症法第12条及び第15条に基づき、地方公共団体間での迅速な情報共有を行うとともに、都道府県は、令和3年11月8日の分科会提言等も参考に、都道府県下の感染状況について、リスク評価を行う。</p>	<p>*</p>	<p>*</p>
30	<p>⑪ 政府は、COCOAについて、プライバシーに最大限配慮しつつ、機能の向上を図るとともに、陽性者との接触通知があった場合における適切な機関への検査受診を周知するほか、HER-SYS及び保健所等と連携した積極的疫学調査において活用することにより、効果的なクラスター対策につなげる。</p>	<p>① 厚生労働省のHP「新型コロナウイルス接触確認アプリ」には、「よくある質問」のページが設けられており、COCOAのインストールの方法から、通知・表示の設定の仕方等を丁寧に案内し、利用者がアプリの使用に困らないように配慮されている。その中に、「通知があった場合の対応について」の項目があり、陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けた場合、無料で検査を受けられること、自宅待機の期間等、適切な行動を取るよう情報提供を図っている。</p> <p>② 保健所が行う積極的疫学調査におけるCOCOAの有効活用案については、令和2年12月10日の第17回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードで議論された。保健所が行う接触者の探索調査は主に当該陽性者からの行動歴等の聞き取りに基づいて行われているが、場合によっては陽性者が接触した自覚のない接触者や連絡先を把握できない接触者がいることもある。陽性者となった者がCOCOAを使用していた場合、陽性者本人に、陽性登録を行うよう保健所による積極的疫学調査を補完する手段としてCOCOAを活用することが議論された。</p>	<p>①② 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 疫学・データ班</p>

31	<p>⑫ 政府は、ワクチン・検査パッケージに関する技術実証の結果等を踏まえ、QRコード等を活用して作成された入場者・入店者情報を活用したクラスター対策のための効果的な分析・情報共有のあり方について検討を行う。</p>	<p>① ワクチン・検査パッケージに関する技術実証は、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室で取り組まれている。具体的には、飲食店、ライブハウス・小劇場、大規模イベント、観光等において、ワクチン／検査、保健所業務支援の観点からの入店・入場者リストの作成、新技術の活用による3密回避、マスク着用、換気、大声の抑制などを組み合わせた技術実証を行い、当日及び事後のアンケート調査等とも併せて、ワクチン／検査のオペレーションや各技術の実効性等を検証する、というものである。令和3年10月から実施されており、技術実証の中間報告が取りまとめられた（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室HP「ワクチン・検査パッケージに関する技術実証中間報告」（令和3年11月16日）。中間報告の「得られた知見と今後への示唆」の項目で、「多くのイベントや飲食店では、QRコード等を用いて連絡・検索可能な入場者・入店者リストの作成が可能」と記載されており、QRコード等の具体的な活用方法の検討が進められている。</p>	<p>① 内閣官房 新型コロナウイルス等感染症対策推進室</p>
<p><b>(4) 検査</b></p>			
32	<p>① 地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。</p>	<p>① 地方衛生研究所は、都道府県、指定都市等における衛生行政の科学的かつ技術的中核機関として、関係行政機関と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報の解析・提供の業務を行っている。「地域外来・検査センター」とは、令和2年度末に感染者の拡大が続き、帰国者・接触者相談センターの業務が増加した際に、PCR検査を必要とする患者に適切に検査を実施する体制を整えるために、地域の医師会等にPCR検査の運営委託を行うことができるよう、PCR検査の運営を委託された地域の医療機関をセンターと称したものである（令和2年6月24日時点で全国に214施設）。厚生労働省は、地域外来・検査センターの運営を行う際の参考資料として「地域外来・検査センター運営マニュアル」を発行し、同センターの設置を支援、推進している。</p>	<p>① 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p>
33	<p>② また、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、高齢者施設等の有症状の入所者・従事者等に対し、幅広い検査を実施する。多数の感染者やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関、高齢者施設等の従事者、入院・入所者全員に対して一斉検査を行う。特に、クラスターが複数発生している地域では、感染が生じやすく拡大しやすい場所・集団に対して積極的に検査を行う。緊急事態措置区域や重点措置区域においては、保健所の判断を待たずに、医師による陽性者の同居家族等への検査を促進する。特定都道府県等は、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う。</p>	<p>① 新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への検査については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から都道府県、保健所設置市、特別区宛てに、令和2年12月と、令和3年1月に、事務連絡が発出されている（「高齢者施設等への検査の再徹底等について（要請）」（令和2年12月25日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」（令和3年1月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部））。後者の事務連絡では、検体プール検査法（複数の検体を混合し同時に検査することにより、時間・費用を効率化する検査方法。実用化の有用性検証は国立感染症研究所が実施）と、無症状者に対する抗原定性検査の実施が要請された。抗原定性検査は、令和3年1月以前は、無症状者に使用することは推奨されていなかったが、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」において、「感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能」とされたことを踏まえ、簡易キットによる検査の積極的実施が呼びかけられたものである。なお、上記の検査費用は、2分の1を感染症予防事業費等負担金として国が負担し、残りは、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」で全額交付される仕組みとなっており、費用負担の懸念はないとした上で、積極的な検査実施が呼びかけられたものである。</p> <p>② 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は、都道府県、保健所設置市、特別区宛てに、事務連絡を発出し、直近、1週間で中規模（5人以上を目安）以上のクラスターが複数発生している地域（保健所管内）では、以下の優先順位で積極的検査を行うことを要請した（「クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について（要請）」（令和2年11月20日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部））。1.重症者リスク者が多数いる場所・集団（高齢者施設、医療機関等）、2.クラスターが発生している地域（保健所管内）に存在する、感染が生じやすく（三密環境等）、感染があった場合に地域へ拡大しやすい（不特定多数との接触）場所・集団（接待を伴う飲食店の従業員等を優先）。</p>	<p>① 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p>

34	<p>③ さらに、過去最大規模を上回る新規感染者数が生じた場合やインフルエンザの流行にも対応した検査ができるよう、厚生労働省及び都道府県等は連携して検査体制整備計画を見直す。</p>	<p>① 厚生労働省は、都道府県、保健所設置市、特別区宛てに、令和3年10月に事務連絡を发出し、厚生労働省が策定した「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」を参考として、令和3年10月以降の検査体制を点検の上、必要な検査体制の整備に取り組むよう依頼した（「「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」について」（令和3年10月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部））。地方公共団体で策定した検査体制整備計画は、国において取りまとめられている。本指針では、インフルエンザの流行と時期が重なることを見越して、当該地域におけるこれまでのインフルエンザ検査の実施件数と検査への対応能力を踏まえた上で、当該地域におけるPCR検査の検査能力を、地方衛生研究所、保健所等、機関ごとに対応し、地域の検査対応能力を事前に把握するよう呼び掛けられている。</p>	<p>① 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p>
35	<p>④ また、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を促す。さらに、政府は、同様の観点から、医療機関や高齢者施設、保育所等において従事者等に毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約780万回程度分を確保、配布しており、その適切な活用を図る。</p>	<p>① 厚生労働省は、都道府県、保健所設置市、特別区宛てに、令和3年6月9日に事務連絡を发出した（「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業について」（令和3年6月9日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部））。この配布事業は、各都道府県等において、医療機関・高齢者施設等の抗原簡易キットの配布希望を取りまとめ、医療機関高齢者施設等に対し、厚生労働省から抗原簡易キットを配布するという事業である。医療機関等の従事者等で、出勤後に軽い症状が判明した場合は、配布された抗原簡易キットを使用し、陽性の場合は医療機関等を受診するなど、活用方法からその後の手続きについても事務連絡で案内している。</p>	<p>① 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p>
36	<p>⑤ 大学、専門学校、高校、特別支援学校や、中学校、小学校、幼稚園等に対して、約125万回分の抗原簡易キットを配布し、発熱等の症状がある場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や学生、速やかな帰宅が困難であるなどの事情のある児童生徒（小学校4年生以上）を対象として抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、喉の痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。</p>	<p>① 富士レビオ㈱から寄付を受けた約45万回分の抗原簡易キットについては、希望する大学、高等専門学校、専門学校、高校、特別支援学校高等部等に、令和3年7月末より配布された。幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（幼稚園部、小学部、中学部）に対しては、最大80万回程度分の簡易キットを、9月上旬以降、各学校・教育委員会へ順次配布している。</p> <p>② 学校における抗原簡易キットの保管・使用方法に関しては、文部科学省はHPに、幼稚園、小学校及び中学校、高校等と、学校の段階に応じて活用の手引きを掲載し、情報提供を実施している。</p>	<p>① 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房 新型コロナウイルス等感染症対策推進本部 ①② 文部科学省 初等中等教育健康教育・食育課</p>
37	<p>⑥ また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場における重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。これらの検査に用いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。</p>	<p>① 厚生労働省及び内閣官房は、各都道府県宛てに、令和3年6月に事務連絡を发出し、医療従事者が常駐しない場合であっても、必要な研修を受けた職員が抗体簡易キットを利用した検査を行えるよう、実施手順を周知した（「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（令和3年6月25日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室））。新型コロナウイルス感染症の検査に関する研修資料は、厚生労働省HPに掲載され、必要に応じて自由に研修を受けることができるようになっている。</p>	<p>① 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房 新型コロナウイルス等感染症対策推進室</p>
38	<p>⑦ さらに、家庭で体調不良を感じる者等が医療機関への受診を迷う場合等に自ら検査を行えるようにするため、政府は、抗原簡易キットを薬局で入手できるようにしており、その薬局における販売方法を見直す。</p>	<p>① 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応として、医療用抗原検査キットを薬局において販売することを、令和3年9月に許可した（「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」（令和3年9月27日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・厚生労働省医薬・生活衛生局総務課）。医療用抗原検査キットは、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）における薬局医薬品として取り扱われるものであり、薬剤師が勤務する薬局でのみ販売すること、陽性であった場合の医療機関受診についても事務連絡で併せて呼び掛けた。また、令和3年11月には、入手を希望する者が薬局での販売をより認識しやすくなるよう、薬局における取扱いに関する事務連絡を发出した（「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いに関する留意事項について」（令和3年11月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・厚生労働省医薬・生活衛生局総務課・厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課））。</p>	<p>① 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部、厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課、厚生労働省 医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課</p>



39	<p>⑧ 経済社会活動の中で希望により受ける民間検査については、感染症法第16条の2に基づき、民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等の協力を求めること等により環境整備を進めている。</p>	<p>① 感染症法第16条の2では、以下のように定められている。「厚生労働大臣及び都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況並びに病原体等の検査の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師、医療機関その他の医療関係者又は病原体等の検査その他の感染症に関する検査を行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求めることができる。」。民間検査機関における精度管理については、厚生労働省から委託された東海大学グループが「新型コロナウイルス感染症のPCR検査等にかかる精度管理調査業務」を実施している。本報告によると、精度事態は良好だったものの、精度を保つ体制の整備が進んでいないことが指摘されている。</p>	<p>① 厚生労働省</p>
40	<p>⑨ 日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるためには、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であり、政府は、都道府県と連携しながら、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間の取組を推奨する。このため、政府は、都道府県が、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象として、ワクチン・検査パッケージ等の検査を令和4年3月末まで予約不要、無料とできるよう支援を行う。</p> <p>また、都道府県は、感染が拡大傾向にある場合には、都道府県知事の判断により、法第24条第9項に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けることを要請するものとする。この場合において、都道府県はあらかじめ政府と協議するものとする。政府は、都道府県が当該要請に基づき検査を受検した者については、検査費用を無料とすることができるよう支援を行う。</p>	<p>① ワクチン・検査パッケージ制度とは、感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするための制度であり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進本部はHPに、制度の要綱やQ&amp;Aを掲載し情報提供を実施している。</p> <p>② 経済産業省は、令和3年度補正予算で、「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」として、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象に、社会経済活動を行う際のPCR・抗原定性等検査を令和4年3月末まで予約不要、無料とし、ワクチン・検査パッケージ等の定着を図っている。</p> <p>③ 特措法第24条の9では、以下のように定められている。「都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス感染症等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型コロナウイルス等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。」。同法に基づき、各都道府県は、PCR等検査無料化事業を実施している。必要な経費は、経済産業省が、令和3年度補正予算で、「感染拡大傾向時の一般検査事業」として計上している。</p>	<p>① 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p> <p>② ③ 経済産業省</p>
<p><b>(5) まん延防止 ※省略</b></p>			
<p><b>(6) 水際対策</b></p>			
41	<p>① 政府は、水際対策について、変異株を含め、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者の検査・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を、引き続き、実施する。今後も新たな変異株が発生し得ることを見据え、「水際対策上特に対応すべき変異株」と従来株を含むそれ以外の新型コロナウイルスに分類し、新たな変異株に関する知見、当該国の変異株の流行状況、日本への流入状況等のリスク評価に基づき、また、国内外でワクチンの接種が進む中においては、ワクチンの有効性等も踏まえ、行動管理や検査も組み合わせた入国者への管理措置等を講じるなど水際措置の段階的な見直しに取り組む。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。</p>	<p>① 政府における水際対策の最新情報は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進本部、外務省、厚生労働省、出入国在留管理庁、経済産業省等のHPで案内されている。</p> <p>② 入国制限、上陸拒否等は、出入国在留管理庁の所管である。上陸拒否は、出入国管理及び難民認定法第5条第1項14号に基づき、上陸申請日前14日以内に特定の国・地域に滞在歴のある外国人については、特段の事情がない限り実施される。</p> <p>③ 渡航中止勧告、査証の制限等の措置は、外務省の所管である。外務省は、新型コロナウイルス等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報を「感染症危険情報」として、4段階のレベルを設けている。渡航中止勧告はレベル3に当たる。各国に対する感染症危険情報の発出状況は、外務省の海外安全HPに掲載されており、渡航者への注意喚起を行っている。</p> <p>④ 帰国者の検査・健康観察等の検疫の強化は、厚生労働省検疫所の所管である。健康観察に関する保健所業務の負担軽減や体制強化に関しては、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から都道府県、保健所設置市、特別区宛てに、令和3年1月に事務連絡が発出され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、保健所体制の改編や増員等の全庁的な取組を推進すること、特に、マネジメント・情報管理の体制整備に関しては、優先的に体制整備を行い、過度な業務負担を軽減すること、保健所の業務については、積極的疫学調査と濃厚接触者の健康観察を重点的に行うことが呼び掛けられている（「新型コロナウイルス感染症に関する保健所体制の整備と感染拡大期における優先度を踏まえた保健所業務の実施について」（令和3年1月8日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部））。厚生労働省は、保健所等にHER-SYSを取り入れるよう積極的に呼びかけ、健康観察に係る業務の負担軽減化に取り組んでいる。</p>	<p>① 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p> <p>① ④ 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p> <p>① ③ 経済産業省</p> <p>① ③ 外務省 領事局政策課（海外医療情報）</p> <p>② 出入国在留管理庁 出入国管理部 審判課</p> <p>④ 検疫所</p>

42	<p>② 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請、港湾の利用調整や水際・防災対策連絡会議等を活用した対応力の強化等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。</p>	<p>① 特措法第29条では、新型インフルエンザ等が発生及びまん延している発生国を発航又は発生国に寄航して日本に來航する船舶又は航空機があるとき、厚生労働大臣は、国土交通大臣に協議した上で、検疫を行う「特定検疫港等」を定めることができるとされている。国土交通省は、航空会社・空港関係者や外航旅客船事業者等に対し、令和2年3月6日に、中国又は韓国からの航空旅客機便の到着空港を成田国際空港と関西国際空港に限定することを要請、令和2年4月1日に、検疫の適切な実施を確保するため、外国との間の航空旅客便について、減便等により到着旅客数を抑制することを要請した。</p> <p>① 水際・防災対策連絡会議は、港湾の水際・防災対策等について平時より関係者で情報を共有・連携し、事前準備を進めるとともに、非常時には関係者が連携して即座に対処するため各港で開催される連絡会議である。</p> <p>① 現在のところ、厚生労働省において、特定検疫港の指定はなされていない。</p>	<p>① 国土交通省 港湾局 海岸・防災課危機管理室、国土交通省 航空局 総務課危機管理室</p>
43	<p>③ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第29条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。</p>	<p>① 特措法第29条第5項では、特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合、病院若しくは診療所等の同意を得ずに、当該病院等を特定病院等として使用することができることとされている。変異株が主流となっている国・地域から帰国した日本人等は、検疫で陰性と判定された場合、国・地域の場所に依り、3日～10日間、検疫所が確保する宿泊施設に待機することとなっている。また、令和3年12月10日現在、政府は年末にかけて帰国者が増加し検疫所が指定する宿泊施設が不足する可能性があると、宿泊施設の確保に努めるため、各自治体に対し協力を求めるなど対策を徹底することとした。</p>	<p>① 厚生労働省</p>
<p><b>(7) 医療提供体制の強化</b></p>			
44	<p>1) 病床の確保、臨時的医療施設の整備</p> <p>① 入院を必要とする者が、まずは迅速に病床又は臨時的医療施設等に受け入れられ、確実に入院につながる体制を整備する。令和3年夏の各都道府県のピーク時には最大約2.8万人の入院が必要となったが、今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、ワクチン接種の進展等による感染拡大の抑制効果等も勘案しつつ、令和3年夏と比べて約3割増(約1万人増)の約3.7万人が入院できる体制を11月末までに構築する。あわせて、入院調整中の方や重症化していないものの基礎疾患等のリスクがある方が安心して療養できるようにするため、臨時的医療施設・入院待機施設の確保により、令和3年夏と比べて約4倍弱(約2.5千人増)の約3.4千人が入所できる体制を構築する。</p>	<p>① 厚生労働省は、令和3年10月に事務連絡を發出し、各都道府県において令和3年夏の感染拡大を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」を策定するよう依頼した(「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」(令和3年10月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)) (詳細は、(4)③参照。)。10月末までに各都道府県で策定方針を取りまとめ、その後、各都道府県において11月末までに方針に沿った具体的な体制の構築が完了し、計画として取りまとめられた。これにより、令和3年12月7日現在、左記方針にある、入院受入数は最大約3.7万人、臨時的医療施設・入院待機施設の最大入所数3は4千人の受け入れ体制を整備している。</p>	<p>① 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p>
45	<p>② 感染ピーク時に、確保した病床が確実に稼働できるよう、都道府県と医療機関の間において、要請が行われてから確保病床を即応化するまでの期間や患者を受け入れることができない正当事由等について明確化した書面を締結するとともに、休床病床の運用の効率化を図りつつ、病床使用率を勘案した病床確保料に見直しを行うこと等により、都道府県による病床確保努力を阻害することのないよう十分配慮した上で、感染ピーク時に確保病床の使用率が8割以上となることを確保する。</p>	<p>① 厚生労働省はHPに、「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を掲載し、令和2年4月28日以降、おおよそ1週間単位で、都道府県別に、病床使用率と病床確保率を公表し、情報提供を実施している。</p>	<p>① 厚生労働省</p>
46	<p>③ 妊産婦等の特別な配慮が必要な患者を含め、感染拡大時においても入院が必要な者が確実に入院できる入院調整の仕組みを構築するとともに、フェーズごとの患者の療養先の振り分けが明確になるスコア方式等を導入するなど、転退院先を含め療養先の決定の迅速・円滑化を図る。</p>	<p>*</p> <p>(参考) 入院適応の絞り込みに伴う調整は、各都道府県において検討されている。神奈川県における取組の事例：  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000712385.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000712385.pdf</a></p>	<p>*</p>

47	<p>④ 都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関の指定等、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、地域の関係団体の協力の下、地域の会議体を活用して医療機能（重症者病床、中等症病床、回復患者の受入れ、宿泊療養、自宅療養）に応じた役割分担を明確化した上で、保健・医療提供体制確保計画に沿って、段階的な病床の確保を進める。新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の病床を効率的に活用するため、回復患者の転院先となる後方支援医療機関の確保を更に進める。退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受入れを促進する。また、効率的な転院調整が行われるよう、地域の実情に応じた転退院の仕組みを検討する。</p>	*	*
48	<p>⑤ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染防止策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施すること。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備等の取組を推進すること。</li> <li>・ 小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制整備を進めること。</li> <li>・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備等を、引き続き、強化すること。</li> </ul>	<p>① 厚生労働省は、妊産婦や乳幼児に向けたコロナ対策情報をHPに掲載し、国民への情報提供を図っている。例えば、令和2年度厚生労働科学特別研究事業により、母子保健領域におけるコロナ対策が研究されたが、その研究報告シンポジウムの模様をアーカイブ配信し、専門的研究の知見を広く国民に提供している。また、国民が利用しやすいよう、イラスト等を用いて妊婦等のコロナ対策に関するリーフレットを作成している。さらに、補助事業として、令和3年度補正予算において、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援－新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業－」を実施し、不安を抱える妊婦等へ、電話や訪問などによる支援、分娩前のコロナ検査費用の補助等、総合的な支援を実施している。</p> <p>② 厚生労働省は、令和2年度は緊急的な措置として、「医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス」を実施した、令和3年4月からは、「入国者等健康フォローアップセンター」に変更し、引き続き電話通訳サービスの提供を行っている。外国人の感染者、又は感染疑いのある者について、24時間、主要言語で電話相談サービスを行うという事業である。</p>	<p>① 厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課、厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課、厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課、厚生労働省 雇用均等・児童家庭局</p> <p>② 厚生労働省 健康局 健康課 地域保健室</p>
49	<p>2) 自宅・宿泊療養者等への対応</p> <p>① 都道府県の推計では、今後の感染ピーク時における自宅・宿泊療養者は、約23万人と想定されているが、これら全ての方について、陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察や診療を実施できる体制を確保する。このため、従来の保健所のみへの対応を転換し、保健所の体制強化のみならず、電話等情報通信機器、HER-SYSにおけるMy HER-SYSや自動架電等の機能を用いて遠隔で健康状態を把握するとともに、医師が必要とした場合のオンライン診療・往診、訪問看護の実施等について、都道府県等が医療機関、関係団体等に地域の必要量を示し、委託契約や協定の締結等を推進しつつ、全国で延べ約3.2万の医療機関等と連携し、必要な健康観察・診療体制を構築する。なお、保健所の体制強化については、感染拡大に対応できるよう体制強化開始の目安を設定の上、都道府県等の全庁体制を含めた体制確保を図ること。</p>	<p>① 厚生労働省は、令和3年10月1日に事務連絡を发出し、各都道府県において令和3年夏の感染拡大を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」を策定するよう依頼した（「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）（詳細は、(4)③参照。）。10月末までに各都道府県で策定方針を取りまとめ、その後、各都道府県において11月末までに方針に沿った具体的な体制の構築が完了し、計画として取りまとめられた。これにより、令和3年12月7日現在、オンライン診療・往診、訪問看護の実施等により、全国でのべ約3.4万医療機関等と連携した健康観察・診療体制を構築し、地域の医療機関等との連携体制を確保した。</p>	① 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部
50	<p>② また、宿泊療養施設について、家庭内感染のリスク等に対応するため、令和3年夏と比べて約1.4万室増の約6.1万室を確保する。</p>	<p>① 厚生労働省は、令和3年10月1日に事務連絡を发出し、各都道府県において令和3年夏の感染拡大を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」を策定するよう依頼した（「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）（詳細は、(4)③参照。）。10月末までに各都道府県で策定方針を取りまとめ、その後、各都道府県において11月末までに方針に沿った具体的な体制の構築が完了し、計画として取りまとめられた。これにより、令和3年12月7日現在、宿泊療養施設は最大数約6.6万室を整備している。</p>	① 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

51	<p>③ さらに、症状の変化に迅速に対応して必要な医療につなげ、また、重症化を未然に防止する観点から、全ての自宅療養者にパルスオキシメーターを配付できるよう、総数で約69万個を確保する。治療薬についても、中和抗体薬・経口薬については、入院に加えて外来・往診まで、様々な場面で投与できる体制を全国で構築する。さらに、経口薬については、かかりつけ医と地域の薬局が連携することで、患者が薬局に来所しなくても手に入れることができるような環境作りを支援する。</p>	<p>①厚生労働省は、令和3年10月1日に事務連絡を発出し、各都道府県において令和3年夏の感染拡大を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」を策定するよう依頼した（「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）（詳細は、(4)③参照。）10月末までに各都道府県で策定方針を取りまとめ、その後、各都道府県において11月末までに方針に沿った具体的な体制の構築が完了し、計画として取りまとめられた。これにより、令和3年12月7日現在、パルスオキシメーターを約70万個確保した。</p> <p>②経口薬の支援については、(8)⑤参照。</p>	<p>①厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p>
52	<p>④ かかりつけ医等の地域で身近な医療機関や受診・相談センターを通じて、診療・検査医療機関を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。</p>	<p>①受診・相談センターとは、都道府県等で設置・運営されているもので、発熱等の症状がある者が、かかりつけ医がいない場合や、どこに相談してよいか分からない場合に相談ができる窓口で、症状により、地域の医療機関等が紹介される。厚生労働省はHPに、各都道府県の受診・相談センターへのリンクを掲載しており、相談窓口に迷う国民へ情報提供を実施している。</p>	<p>①厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p>
53	<p>⑤ 都道府県等は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子供等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネジャーや相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行う。</p>	*	*
54	<p>3) 医療人材の確保等</p> <p>① 感染拡大時に臨時的医療施設をはじめとした病床・施設を円滑に稼働させるため、都道府県の保健・医療提供体制確保計画において、医療人材派遣について協力可能な医療機関数、派遣者数を具体化するとともに、人材確保・配置調整等を一元的に担う体制を構築する。また、東京都においては、医療機関等からの派遣可能な具体的な人員の事前登録制を進めることとしており、こうした取組を横展開する。</p>	*	*
55	<p>② 厚生労働省は、今般の新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、全国の医療機関等の医療人材募集情報を掲載する Web サイト「医療のお仕事 Key-Net」の運営等を通じて、医療関係団体、ハローワーク、ナースセンター等と連携し、医療人材の確保を支援する。</p>	<p>①今後の感染拡大に備えた病床の確保や医療施設の整備と人材確保等が重要とされており、厚生労働省が中心に施策を講じているが、厚生労働省HPに、「医師・看護師・医療人材の求人情報サイト」の特設ページを設け、人材不足の全国の医療機関や保健所と、求人者とを繋ぎ、医療人材の不足解消を図っている。問い合わせ、応募、面接までオンラインに対応しており、感染拡大防止、遠隔地からの求人応募にも配慮されている。</p>	<p>①厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療体制班 医療人材確保チーム</p>
56	<p>③ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策に当たる専門家の確保及び育成を行う。</p>	<p>①厚生労働省は、令和2年2月25日に、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の下にクラスター対策班を設置した。設置当時の文書によると、研究者の協力を得て、クラスター対策班の下に、データチーム（国立感染症研究所）、リスク管理チーム（東北大学）を設置し、クラスターのリスク管理案を策定することとされていた（「新型コロナウイルス クラスター対策班の設置について」（令和2年2月25日付け））。</p>	<p>①厚生労働省 健康局 結核感染症課</p>
57	<p>④ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆候が見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、当該地域への派遣を行う。なお、感染拡大が顕著な地域において、保健所における積極的疫学調査に係る人員体制が不足するなどの問題が生じた場合には、関係学会・団体等の専門人材派遣の仕組みである IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）や、他の都道府県からの応援派遣職員等を活用し、人材・体制を確保する。また、都道府県等が連携し、積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施できるよう、保健所業務の重点化や人材育成、外部委託、IHEATの積極的活用、人材確保・育成の好事例の横展開等により、保健所の体制を強化し、感染拡大時に即応できる人員体制を平時から整備する。</p>	<p>①令和2年度厚生労働科学研究費補助金を活用して、令和2年8月に、新型コロナウイルス感染症対策の第一線機関である都道府県等の保健所に対する市町村及び教育研究機関・関係学会等からの保健師等の応援派遣が効果的に機能する体制を円滑に整備できるよう、応援側・受援側が事前に準備しておくべきことや、協議しておくべきこと、連携して業務を行うために必要なポイント等についての手引きが取りまとめられ、都道府県等に配布された。</p> <p>②IHEATとは、保健所等で積極的疫学調査を中心とした業務を支援する、支援協力者の名簿に登録された方々で、関係学会・団体等を通じて募集した外部の専門職を指す。活用方法として、感染症の流行が拡大している都道府県内で、当該都道府県内での応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合に、IHEATの名簿に登録されている支援協力者に、保健所等での支援協力を依頼できる。令和3年3月31日付けで、厚生労働省から各都道府県宛てに運営要領が送付されており、IHEATの活用を促している。</p>	<p>①厚生労働省 ②厚生労働省 健康局健康課</p>

58	<p>4) ITを活用した稼働状況の徹底的な「見える化」</p> <p>① 医療体制の稼働状況を G-MIS やレセプトデータ等を活用して徹底的に「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県内の医療機関や都道府県調整本部、保健所、消防機関等との間で、病床の確保・使用状況を日々共有できる体制を構築するとともに、個々の医療機関における G-MIS への病床の使用状況等の入力を徹底すること（補助金の執行要件化）により、令和3年12月から医療機関別の病床の確保・使用率を毎月公表する。</li> <li>・ 令和3年12月から毎月、レセプトデータを用いてオンライン診療・往診等自宅療養者に対する診療実績を集計し、地域別（郡・市・区別）に公表する。</li> <li>・ 政府が買い上げて医療機関に提供する中和抗体薬等新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与者数について、都道府県別に毎月公表する。</li> </ul>	<p>①厚生労働省は、令和3年11月19日に、医療機関宛てに事務連絡を发出し、病床の確保状況・使用率等について、これまでも医療機関が対応していた「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」の入力に関し、改めて日次及び週次で報告するよう求めた（「新型コロナウイルス感染症対策に係る病床の確保状況・使用率等の報告について（依頼）」（令和3年11月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部））。厚生労働省HPでは、12月分から取りまとめ状況を公表している。</p> <p>②各省のHPで、オンライン診療・往診等自宅療養者に対する診療実績は確認できなかった。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症治療薬の使用状況（政府確保分）については、厚生労働省が、令和3年11月末から都道府県別に公表している。</p>	<p>①厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p> <p>③厚生労働省</p>
59	<p>5) 更なる感染拡大時への対応</p> <p>① 令和3年夏の感染拡大時においては、地域によって、人口の密集度、住民の生活行動等によって感染状況の推移は異なり、また、病床や医療人材等の医療資源にも差があることから、医療提供体制の逼迫状況は、地域によって様々であった。その中で、病床が逼迫した地域においては、緊急事態宣言の下で、個々の医療機関の判断で新型コロナウイルス感染症対応のために新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限が行われていたが、今後、地域によって、仮に感染力が2倍を超える水準になり、医療の逼迫が見込まれる場合には、国民に対し、更なる行動制限を求め、感染拡大の防止を図る。あわせて、政府の責任において、感染者の重症化予防のため地域の医療機関に協力を要請するとともに、更なる新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための追加的な措置を講じる。</p>	<p>①厚生労働省は、令和3年10月1日に事務連絡を发出し、各都道府県において令和3年夏の感染拡大を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」を策定するよう依頼した（「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部））（詳細は、(4)③参照。）。10月末までに各都道府県で策定方針を取りまとめ、その後、各都道府県において11月末までに方針に沿った具体的な体制の構築が完了し、計画として取りまとめられた。これにより、令和3年12月7日現在、入院受入数が最大約3.7万人、臨時の医療施設・入院待機施設の最大入所数3.4千人の受け入れ体制を整備している。</p>	<p>①厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p>
60	<p>② 具体的には、医療の確保に向けて、政府の責任において、入院対象者の範囲を明確にするとともに、法で与えられた権限に基づき、政府及び都道府県知事が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅療養者等の健康管理・重症化予防を図るため、地域の医療機関に対し、健康観察・診療等について最大限の協力を要請するとともに、</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入病院に対し、短期間の延期ならリスクが低いと判断される予定手術・待機手術の延期等の実施を求めるほか、</li> <li>・ 国立病院機構、地域医療機能推進機構をはじめとする公立公的病院に対し、追加的な病床の確保、臨時の医療施設への医療人材の派遣等の要求・要請を行うとともに、民間医療機関に対しても要請を行うこととする。</li> </ul>	<p>①厚生労働省は、令和2年10月14日に、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第310号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令（令和2年厚生労働省令第172号）を公布し、入院の勧告・措置の対象を、65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者等に限定した。自宅療養、宿泊療養については、マニュアルを策定、適宜改訂し、都道府県に配布することで、適切に自宅療養者等の健康観察が行えるよう留意している。</p> <p>②手術の延期等について、厚生労働省は、令和2年4月に都道府県等宛てに事務連絡を发出し、「医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術及び予定入院の延期について要請を行うこと」を呼び掛けた（「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備の更なる推進について」（令和2年4月8日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部））。手術延期の要請依頼は、その後令和2年6月に、「これまで延期等を行っていた予定入院・予定手術等について、予定を組み直して再開することなどができるよう、体制整備の取組を進めること」とされ、感染拡大状況に応じた対応がなされている（「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部））。</p>	<p>①厚生労働省 健康局</p> <p>②厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部</p>

61	<p>③ さらに、感染力が2倍を大きく超え、例えば3倍となり、更なる医療のひっ迫が見込まれる場合には、大都市のように感染拡大のリスクが高く、病床や医療人材が人口比で見ても少ない地域等では、新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限措置の実施の徹底や地域内での追加的な病床の確保、医療人材の派遣等の措置を図ったとしても、増加する重症患者等への医療の提供が困難となる事態が生じる可能性がある。こうした事態の発生が見込まれる場合には、当該地域以外に所在する医療機関に対し、必要に応じ新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限措置を行い、当該地域の臨時的医療施設に医療人材の派遣等を行うよう、法で与えられた権限に基づき、政府が要求・要請を行い、医療の確保を図る。</p>	<p>① 各省のHPで、当該地域以外に所在する医療機関から、医療人材の派遣等を行うことに関する取組は確認できなかった。</p>	*
62	<p>④ 同時に、新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限措置等は、一時的とはいえ、国民に対し大きな不安を与えるほか、医療現場にも大きな負荷を伴うことから、こうした措置が速やかに解除されるよう、感染者数の増加に歯止めをかけ、減少させるため、国民に対し、更なる行動制限を求めるなどの実効性の高い強力な感染拡大防止措置を併せて講じる。</p>	<p>① 各省のHPで、特に強い行動制限に関する検討状況や取組は確認できなかったが、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室の「基本的対処方針に基づく対応」において、「感染力が2倍を大きく超え、例えば感染力が3倍となり、医療がひっ迫するなど、それ以上の感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求める」ことが明示されている。</p>	*
63	<p>⑤ ①及び④の行動制限については、具体的には、人との接触機会を可能な限り減らすため、例えば、飲食店の休業、施設の使用停止、イベントの中止、公共交通機関のダイヤの大幅見直し、職場の出勤者数の大幅削減、日中を含めた外出自粛の徹底等、状況に応じて、機動的に強い行動制限を伴う要請を行う。</p>	<p>①(7)4)④参照。</p>	*
64	<p>⑥ もちろん、こうした厳しい事態に陥らないよう、ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れを更に強化するとともに、国民の理解と協力の下、機動的に効果的な行動制限を行うことにより、急激な感染拡大の抑制を図っていくことを基本として対応する。また、今後、重症化予防効果の高い経口薬等の利用が可能となれば、仮に感染力が高まっても入院を必要とする者の減少が見込まれ、医療現場への負荷も軽減されることが期待されることから、引き続き、経口薬の実用化に向けて、全力で取り組む。</p>	<p>① 経口薬の実用化については、厚生労働省が担当している。詳細は、(7)2)③、(8)1)①、(8)2)③④⑤を参照。</p>	*
<p><b>(8) 治療薬の実用化と確保</b></p>			
65	<p>1) 治療薬の実用化に向けた取組 ① 新型コロナウイルス感染症の治療薬については、国産経口薬を含め、開発費用として1薬剤当たり最大約20億円を支援し、経口薬について令和3年内の実用化を目指す。</p>	<p>① 厚生労働省は、令和2年と令和3年に、「新型コロナウイルス感染症治療薬の実用化のための支援事業」を公募した。新型コロナウイルス感染症に有力な治療薬の開発を支援し、実用化を進めることで、国民の保健衛生の向上に寄与するため、新型コロナウイルス感染症の治療薬として開発中の薬剤のうち、第2・3相臨床試験のフェーズにあるものを重点的に支援することで、臨床試験を円滑に実施し、治療薬の実用化を促進することを目的とする。総事業費は70億円で、1事業当たり20億円以下の支援となる。</p>	<p>① 厚生労働省 健康局 結核感染症課</p>
66	<p>2) 治療薬の確保に向けた取組 ① 治療薬の作用する仕組みや開発ステージは様々であることや、軽症から中等症の重症化リスクを有する者が確実に治療を受けられるようにするため、複数の治療薬を確保し、必要な量を順次納入できるように、企業と交渉を進める。</p>	<p>① 現在日時点で承認されている新型コロナウイルス感染症治療薬については、厚生労働省HPに一覧が掲載され、国民への情報提供が図られている。新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ）については、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会において治療薬として特例承認されたものの、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、国において本剤を買い上げ、当面の間、厚生労働省が所有した上で、医療機関及び対応薬局に無償配分することとされた。令和3年12月24日の厚労大臣記者会見において、すでに160万回分を国において確保したと言及された。</p>	<p>① 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 ① 厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課</p>

67	<p>② 感染力が2倍以上となった場合には、令和3年度夏の実績等を考慮すれば、軽症から中等症の重症化リスクを有する者向けに最大で約35万回分の治療薬が必要になるものと見込まれる。また、感染力が3倍以上となった場合には、最大で約50万回分の治療薬が必要になるものと見込まれる。これに対して、薬事承認され投与実績のある中和抗体薬については、令和4年初頭までに約50万回分を確保する。</p>	<p>① 令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用が令和3年8月27日に閣議決定された。新型コロナウイルス感染症の治療薬については、2,373億円が使用され、ロナプリーブ等が確保された（令和2年度第3次補正予算等では722億円使用）。令和3年8月31日時点で、政府はすでに20万回分を確保しており、追加で30万回分を確保することされた。</p>	<p>① 財務省（予算配分）</p>
68	<p>③ あわせて、新たに実用化が期待される経口薬については、国民の治療へのアクセスを向上するとともに、重症化を予防することにより、国民が安心して暮らせるようになるための切り札である。世界的な獲得競争が行われる中で、薬事承認が行われれば速やかに医療現場に供給し、普及を図る。供給量については、合計約60万回分（薬事承認が行われれば令和3年中に約20万回分、令和3年度内に更に約40万回分）を確保する。</p>	<p>① ①①の経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ）が160万回分確保されているほか、ファイザー社の経口薬については、令和3年12月17日に、内閣総理大臣とファイザー社のブーラ会長が電話会談を行い、200万回分の確保について基本合意した。納入時期を含めた最終合意に向けては、厚生労働大臣を中心に交渉されている。</p>	<p>① 厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課</p>
69	<p>④ さらに、今冬をはじめ中期的な感染拡大にも対応できるよう、更なる治療薬（中和抗体、経口薬）の確保に向けて取り組む（経口薬については、追加で約100万回分、上記と合計してこれまでに約160万回分を確保している。）。</p>	<p>① (8)2)③参照。</p>	<p>*</p>
70	<p>⑤ 中和抗体薬・経口薬については、入院に加えて外来・往診まで、様々な場面で投与できる体制を全国で構築する。さらに、経口薬については、かかりつけ医と地域の薬局が連携することで、患者が薬局に来所しなくても手に入れることができるような環境作りを支援する。なお、主に重症者向けの抗ウイルス薬については、既に市場に流通し、使用されている。</p>	<p>① 厚生労働省は、自宅療養者等に対する医薬品の提供体制について、想定される需要に対応する仕組みを構築することを目的に、経口薬が実用化された場合に向けて、自宅療養者等に適切かつ迅速に、必要な治療薬を滞りなく提供できるよう、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、地域において対応する薬局をあらかじめリスト化するよう依頼を行っている（「薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品提供体制の整備について」（令和3年11月9日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・厚生労働省医薬・生活衛生局総務課））。この体制作りにより外来の自宅療養者等には、外来診療を行う医療機関からの処方に基づき地域の新型コロナの経口治療薬の調剤に対応する薬局から配送されることが可能となっている。</p>	<p>① 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 ① 厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課</p>
<p><b>(9) 経済・雇用対策</b></p>			
71	<p>新型コロナウイルス対応に万全を期すとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」による「新しい資本主義」を起動させ、国民の安全・安心を確保するため、新たな経済対策を策定する。地域、業種を限定しない事業規模に応じた給付金や雇用調整助成金等、事業や雇用・生活・暮らしを守る支援策や、ワクチン・検査パッケージ等を活用し、安全・安心を確保しながら、経済社会活動の再開を図る取組を盛り込む。経済対策の策定やその裏付けとなる補正予算を編成する間も、新型コロナウイルス感染症の感染状況や、企業や暮らしに与える影響には十分に目配りを行い、必要な対策は、予備費等も活用して、躊躇（ちゅうちょ）なく機動的に講じる。</p>	<p>① 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室のHPには、コロナで生活に困っている方や事業に影響を受けている方向けの支援策の情報が一覧でまとめられており、併せて困りごとから支援策を探す手段も示されている。一覧は、事業、雇用、生活別にそれぞれ利用できる支援策がまとめられている。以下は支援の一事例。 ② 経済産業省、中小企業庁は、経営者向けの支援を複数実施しており、飲食店経営者に対しては、令和3年度第3次補正予算等で新たな補助金を創設し、従業員の休業手当等のための助成金を最大全額支給、新分野展開などの事業再構築に最大1億円補助等、経済社会活動の継続を図るための支援を実施している。 ③ 内閣府は、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、高校3年生までの子どもがいる場合は、1人当たり10万円相当を臨時給付する支援を実施している。</p>	<p>① 内閣官房 新型コロナウイルス等感染症対策推進室 ② 経済産業省、中小企業庁（経営者向け） ③ 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）（子どもがいる世帯向け）</p>
<p><b>(10) その他重要な留意事項</b></p>			
72	<p>1) 偏見・差別等への対応、社会課題への対応等 ① 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症へのり患は誰にでも生じ得るものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する差別的な取扱いや誹謗中傷、名誉・信用を毀損する行為等は、人権侵害に当たり得るのみならず、体調不良時の受診遅れや検査回避、保健所の積極的疫学調査への協力拒否等につながり、結果として感染防止策に支障を生じさせかねないことから、コロナ分科会の偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループが行った議論のとりまとめ（令和2年11月6日）や法第13条第2項の規定を踏まえ、感染者等の人権が尊重され、何人も差別的な取扱い等を受けることのないよう取組を実施する。</p>	<p>① 令和3年2月13日に施行された改正特措法では、第13条第2項で、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう偏見や差別を防止するための規定が設けられた。コロナに係る偏見や差別等への対応は、主に法務省が啓蒙普及を行っている。法務省HPにおいて、差別や偏見に当たる具体例が挙げられるとともに、差別に悩んでいる方向けに、人権相談窓口を案内している。法務省においては、政府広報やスポットCMを用いて人権への配慮を呼び掛けるほか、専門家による人権に関する座談会の議論を公開している。 ② 厚生労働省は、令和2年12月から「#広がれありがとうの輪」プロジェクトを展開し、企業や個人のSNSアカウントで、情報発信や拡散をお願いしている。</p>	<p>① 法務省 人権擁護局 ② 厚生労働省</p>

73	② 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が偏見・差別等による風評被害等を受けまいよう、国民への普及啓発等必要な取組を実施する。	① 法務省、厚生労働省が中心となり実施。詳細は、(10)①を参照。	*
74	③ 政府は、ワクチンを接種していない者及び接種できない者が不当な偏見・差別等を受けまいよう、国民への普及啓発等必要な取組を実施する。	① 法務省、厚生労働省が中心となり実施。詳細は、(10)①を参照。	*
75	④ 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。	① 文部科学省は、令和2年3月26日に、主に中国から一時帰国する児童生徒等への対応として、都道府県や学校関係者等宛てに通知を发出し、児童生徒等の保健管理や、人権への配慮等を徹底するよう求めた（「新型コロナウイルス感染症に起因して海外から帰国した児童生徒等への対応について（3/26現在）（通知）」）。また、保護者から寄せられたFAQをHPに一覧でまとめ、同様の疑問や不安を持っている保護者向けに、情報提供を図っている。	① 文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課、 文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課
76	⑤ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合において、国民の自由と権利の制限を必要最小限のものとする。特に、罰則が設けられている措置については、患者や関係者の人権に十分に配慮し、まずは当該措置の趣旨や必要性を患者等に丁寧に説明し、理解・協力を得られるようにすることを基本とするとともに、罰則の適用は、慎重に行うものとする。また、女性の生活や雇用への影響は引き続き大きいことに留意し、女性や子供、障害者等に与える影響を十分に配慮するとともに、必要な支援を適時適切に実施する。	① 厚生労働省は、改正特措法に関するQ&Aをまとめ、各都道府県等宛てに通知しているが、「入院措置を受けて、正当な理由がなく入院すべき期間の始期までに入院しなかったときには罰則が科されることとなるが、「正当な理由」とは具体的に何が想定されるのか。」等、特に科料が生じるものについて、具体的な事案を示し、各都道府県等に適切な判断をするよう呼び掛けている（「『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正について（新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律関係）』に関するQ & Aについて」（令和3年2月10日厚生労働省健康局結核感染症課））。	① 厚生労働省 健康局 結核感染症課
77	⑥ 政府は、地方公共団体と連携し、外出自粛による心身機能の低下や地域のつながりの希薄化の回復に向けて、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保を行う。	① フレイルとは、「加齢により心身が老い衰えた状態」のことを言う。厚生労働省は、令和2年9月に、高齢者が自宅で健康に過ごすための情報や、新型コロナウイルス感染症に配慮した通いの場の取り組み事例などをまとめた特設WEBサイト「地域がいきいき集まろう！通いの場」を開設し、感染予防や自宅で健康に過ごすためのポイント、通いの場再開の留意点等の情報をまとめ、高齢者やその周りの方々への情報提供を行っている。	① 厚生労働省 老健局 老人保健課
78	⑦ 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳をもってお別れ、火葬等が行われるよう、適切な方法について、周知を行う。	① 厚生労働省及び経済産業省は、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日厚生労働省、経済産業省）を作成し、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺族等をはじめ、医療従事者の方、遺体等を取り扱う事業者の方、火葬場従事者の方等に参考としてもらうよう、周知している。	① 厚生労働省、 経済産業省
79	⑧ 政府は、ワクチン接種に便乗した詐欺被害等の防止のため注意喚起や相談体制を強化する。	① 消費者庁は、ワクチン詐欺等の便乗悪質商法について、詐欺の事例の紹介や詐欺トラブルに関する動画やポスターを作成して国民に周知を図っている。相談窓口は、既存の消費者ホットライン188で対応している。	① 消費者庁 地方協力課
80	2) 関係機関との連携の推進 ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。	① 総務省は、省内において、令和3年4月27日に設置した「新型コロナワクチン接種地方支援本部」を拡充し、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの円滑な接種の推進、新型コロナウイルス感染症への対応又は新型コロナウイルス感染症の下で明らかとなった課題への対応に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整を支援するため、「新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部」を令和3年7月1日に設置した。令和4年1月12日までに計3回の会議が開催されているが、第1回会議においては、各都道府県・政令市との今後の連絡体制が議論され、全ての都道府県の副知事・政令市の副市長と総務省幹部職員との1対1の連絡体制を構築し、ワクチン接種に向けた支援とともに、その他感染症対策等のための連携・調整に取り組むこととされた。	① 総務省 政府対策本部、その他の行政機関においても、地方公共団体等との双方向の情報共有は行われていると考えられる。



81	② 政府は、対策の推進に当たっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聴きながら進める。	①一般社団法人日本経済団体連合会のHPによると、令和2年11月18日、西村康稔国務大臣と経団連の古賀信行審議委員会議長、日本商工会議所の三村明夫会頭はテレビ会議を開催し、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた対策について意見交換を行った。引き続き官民連携を図りながら感染拡大防止と経済活動の両立に向けて協力していくこととなっている。	① 経済産業省 ※同上
82	③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含め全ての部局が協力して対策に当たる。	*	*
83	④ 政府は、国際的な連携を密にし、世界保健機関（World Health Organization：WHO）や諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かすとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。	① 外務省はHPに、「世界保健機関（WHO）新型コロナウイルス起源調査に関する共同声明」（令和3年3月31日）の日本語訳や、「新型コロナウイルス関連の輸出禁止・制限措置に関するWTO報告書」（令和2年4月28日）の日本語訳概要を掲載し、WHOの公式発表を日本語で情報提供している。菅義偉内閣総理大臣（当時）は、国連新型コロナ特別総会（令和2年12月4日）において、ビデオメッセージでスピーチを行い、日本におけるコロナ対策の取組に関して情報発信を行った。	① 外務省
84	⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。	① 国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、臨床病理学的解析や、臨床応用に向けた研究など、研究者への公募事業を展開している。	① 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
85	⑥ 都道府県等は、近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置や取組を行うに当たり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。	*	*
86	⑦ 特定都道府県又は重点措置区域である都道府県等は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等を実施するに当たっては、あらかじめ政府と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県又は重点措置区域である都道府県等が、適切に緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、必要な指示を行うものとする。	* 本方針の適用期間は、特定都道府県及び重点措置区域の指定はなかったことから省略。	*
87	⑧ 緊急事態宣言の期間中に様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。	* 本方針の適用期間は、特定都道府県及び重点措置区域の指定はなかったことから省略。	*
88	3) 社会機能の維持 ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が滞りなく行えるよう対策をあらかじめ講じる。特に、テレビ会議及び在宅勤務（テレワーク）の積極的な実施に努める。	① 在宅勤務の推進は、厚生労働省と経済産業省が中心に実施している。厚生労働省は、「テレワーク総合ポータルサイト」を開設し、テレワークに関する全般的な情報提供を行っている。経済産業省は、中小・小規模事業者向けの支援として、働き方改革推進支援助成金（テレワークコース等）（厚生労働省）、テレワークマネージャー相談事業（総務省）等の各省が行っている支援策を案内し、企業の参考となるよう情報提供を行っている。	① 厚生労働省 雇用環境・均等局 在宅労働課
89	② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。	*	*
90	③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。	① 鉄道は、緊急事態宣言下においても国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者として事業の継続が求められる事業者とされている。国土交通省は、鉄道事業における経済支援の概要を一覧にまとめ、鉄道事業の関係者が、必要な支援を確実に受けられるよう情報提供を行っている。	① 国土交通省 鉄道局 総務課 危機管理室

91	④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。	*	*
92	⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。	①各省のHPで、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握は確認できなかった。	*
93	⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブル等を防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。	①「令和2年度警察白書」によると、警察庁においては、新型コロナウイルス感染症に係る検疫の強化により、空港において検疫法に基づく検査の対象となる帰国者等が増加することとなったことから、厚生労働省をはじめとする関係機関との情報共有や協力を緊密に行うとともに、関係都府県警察では検疫所長や空港管理者との連携を強化し、円滑な検疫の実施に協力しつつ、トラブルや不測の事態の防止を図るため、空港その他の検疫所長が指定した施設等（検査を受けた者が結果が判明するまで待機する場所）における警戒警備等を実施している。	①警察庁
94	⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。	①警察庁はHPで、「新型コロナウイルス感染症の発生に乗じた犯罪等について」を案内し、不審な電話等を受けた場合の相談窓口として、専用ダイヤルを案内している。また、警察庁内部や、各道府県警察本部宛てに通達を发出し、感染拡大に伴う混乱等に乗じた各種犯罪を防止するため、犯罪情勢の分析、各種媒体を活用した広報啓発活動及びパトロール等の警戒活動の強化等の実施を依頼している（「新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う各種犯罪に係る抑止対策の推進について（通達）」（令和3年4月23日警察庁生活安全局生活安全企画課長））。	①警察庁 生活安全局 生活安全企画課